

答 申 書
(答 申 第 283 号)
平成 31 年 4 月 5 日

1 審査会の結論

北海道警察本部が別紙 1 の開示しない部分を非開示として一部開示決定処分をしたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、
「〇〇〇（大正〇年〇月〇日生）に関する、
（死亡したとき）平成〇年〇月〇日午後 8 時 00 分頃死亡（推定）
（死亡したところ）〇〇〇
（請求書類）死体発見検視・見分報告書、現場臨場写真」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、対象個人情報が死者の個人情報であることから、開示請求者との関係を明らかにするための必要書類が不足しているとして平成 30 年 2 月 7 日付け道本捜 1（検）第 74 号で補正要求書、平成 30 年 3 月 5 日付け道本捜 1（検）第 81 号で再補正要求書を送付し、必要書類の提出を要求した。

これに対して審査請求人（以下「請求人」という。）は、〇〇〇の相続人であり、損害賠償請求権を有していること、〇〇〇の死亡の原因が親族の不法行為に基づくものと考えており、平成 30 年 2 月 28 日に親族を被告とした損害賠償請求の訴状を提出したとして、死者との関係性を示し、請求人が死者の個人情報に対する開示請求権を有しているとした。

これにより、実施機関は開示請求者の叔母（〇〇〇）に係る「死体調査等記録書」を対象個人情報と特定し、その一部が北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号。以下「条例」という。）第 16 条第 2 項第 1 号で適用する同条第 1 項第 2 号に規定する非開示情報（以下「1 項 2 号情報」という。）又は第 16 条第 2 項第 2 号に規定する非開示情報（以下「2 項 2 号情報」という。）に該当するとして平成 30 年 4 月 16 日付け道本捜 1（検）第 5 号で個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

請求人は、非開示部分の取り消しを求めていることから、当該非開示部分に係る処分の妥当性について判断する。

(3) 1 項 2 号情報の該当性について

ア 条例第 16 条第 2 項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第 1 号で適用する第 1 項第 2 号は、開示請求者以外の個人に関する個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるものを非開示情報に該当する旨を定めている。

そして、当該個人の正当な利益が侵されるかどうかについては、具体的には、開示請求者と当該個人との関係や当該個人情報の内容等を勘案して個別に判断されるものとしている。

イ 請求人は、1 項 2 号情報に当たるとして非開示とした部分が全て第三者の個人情報に該当するとは考えられないため、それ以外の部分を開示すべきとし、また、〇〇〇医院の医師からの聴取結果が開示されていることからすると、真に第三者の個人情報とされる情報以外は開示されるべきと主張する。

また、平成 30 年 8 月 27 日付けの反論書では、実施機関の主張は「特定の個人が識別される可能性」を指摘するに過ぎず、これをもって「当該個人の正当な利益を侵すおそれがある」とは認められないとし、また、「間接的に開示請求者以外の特定の個人が識別される」情報であるか否かは、不特定多数の一般人が同情報により個人を特定しうるか否かを基準に判断すべきであり、これを本件に当てはめると、これらの情報が開示されたとしても、不特定多数の一般人が同情報により個人を特定しうるとは言えないとして 1 項 2 号情報には当たらず、不適切な処分であるとしている。

ウ 審査会として対象公文書を見分したところ、非開示とした部分には、〇〇〇が死亡した事案について、現場臨場した警察官が請求人以外の特定の個人から事情聴取した内容、言動等が詳細に記載されており、請求人が主張するように「住居」、「職業」、「氏名」及び「年齢」の部分を非開示としても、残りの記載内容や他の情報と組み合わせることにより、間接的に請求人以外の特定の個人が識別される可能性があり、請求人と当該個人との関係や記載されている個人情報の内容等を勘案した結果、開示することにより、当

該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められる。

請求人は、特定の個人が識別される情報であるか否かは、モザイクアプローチの一般人基準を基に判断すべきであり、一般人は同情報により個人を特定しようとは言えないとしているが、これは、公文書開示請求における一つの考え方であり、個人情報開示請求においては、開示請求者の立場により開示・非開示の判断も異なることから、1項2号情報に該当するか否かの判断は、当該個人の正当な利益が侵されるかどうかについて、開示請求者と当該個人との関係や当該個人情報の内容等を勘案して個別に判断されるものである。

このことから、今回の非開示部分については、請求人と当該個人は、請求人が提出した訴状の写し等の資料によると利害関係を有すると判断されることから、請求人に開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められたため、1項2号情報に該当すると判断する。

(4) 2項2号情報の該当性について

ア 条例第16条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を5つの情報に区分し、非開示情報に該当する旨を定めている。

その趣旨は、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から生じるものであるが、本号を適用して非開示とするときは、単に「捜査の関連情報である」、「秘密文書である」などの抽象的、形式的な理由では足りず、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由を明らかにすることが必要とされている。

イ 実施機関が2項2号情報に該当するとして非開示とした部分は、

- ①警察官の氏名及び印影
- ②「4 検査」の「検査項目」、「日時」、「場所」、「実施者」及び「結果」欄
- ③「6 死因についての総合判断」及び「別紙」の記載事項の一部
- ④「現場見取図第3図」の図面
- ⑤添付画像
- ⑥「死体所見」及び「人体図」の記載事項

であり、このうち①警察官の氏名及び印影については非開示とすることに争いがなく、その他の項目を非開示とした理由については、犯罪捜査に係る着眼点や事件性を判断するための具体的な捜査内容が記録されており、これが明らかになると犯罪企図者等に有利な情報を与え、偽装工作や証拠隠滅を図るなどの対抗措置をとることが容易となり、犯罪捜査に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

ウ 請求人は、非開示部分全てに犯罪捜査に支障が生じるおそれがある事項が記載されているとは想定できないとして2項2号情報に当たらないとし、平成30年8月27日付けの反論書では、添付画像について死亡後の全体写真は一般的な写真と同じと考えられ、非開示とする理由はないとしている。

エ 実施機関に対し、それぞれの「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由について、当審査会が説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

(ア)②「4 検査」の「検査項目」、「日時」、「場所」、「実施者」及び「結果」欄

発見された死体ごとに検査項目、検査資料の採取部位・方法、検査内容等が異なることから、これらが明らかになると、犯罪企図者等に対し、死体の状況等によって、具体的にどのような検査が実施され、又は実施されないかという有意な情報を与えることとなり、犯罪による死因を特定させないための偽装工作や証拠隠滅を図るなどの対抗措置をとることが容易となるなど、今後の犯罪捜査に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(イ)③「6 死因についての総合判断」及び「別紙」の記載事項の一部

⑥「死体所見」及び「人体図」の記載事項

犯罪企図者等に対し、事件性を判断するための手法、技術等の捜査の手の内を明かすこととなり、偽装工作や証拠隠滅を図るなどの対抗措置をとることが容易となるなど、今後の犯罪捜査に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(ウ)④「現場見取図第3図」の図面

犯罪企図者等に対し、犯罪行為による死亡を病死等の自然死に見せかけるための有意な情報を与え、偽装工作や証拠隠滅を図るなどの対抗措置をとることが容易となるなど、今後の犯罪捜査に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(エ)⑤添付画像

事件性はないと判断した着眼点や判断経過が画像として記録されていることから、これらが明らかになると、犯罪企図者等に対し、犯罪行為による死亡を病死等の自然死に見せかけるための有意な情報を与え、偽装工作や証拠隠滅を図るなどの対抗措置をとることが容易となるなど、今後の犯罪捜査に支障が生ずるおそれがあると認められる。

また、全体写真を撮影する場合があったとしても、個々の事案や死体の状態等によって撮影する方向、程度が異なり、これらの画像を開示した場合には、個別の具体的な事案において、どの状態の全体写真を、どの方向から、どの程度まで撮影・観察して事件性を判断するのかという捜査の具体的な手法が明らかとなり、開示した場合には、今後の犯罪捜査に支障が生ずるおそれがあると認められる。

オ これらの説明から、実施機関は当審査会に対し、本件非開示部分と捜査等の関係を具体的に示しており、それらによれば、本件非開示部分を開示した場合、犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあるとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

したがって、本件非開示部分は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとの実施機関が認めることに相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

(5) 請求人のその他の主張について

ア 請求人は、現場写真記録処理簿が対象個人情報として指定されておらず、開示されていないと主張するが、今回の開示請求内容から判断すると、写真そのものは対象個人情報と認められるが、現場写真記録処理簿は撮影した写真の処理状況を管理するための書類であることから対象個人情報ではないと判断する。

イ 次に、請求人は大阪高裁の判決を基に添付画像の開示を求めているが、この事案は、1項2号情報に該当するとして非開示とした画像について、死者の権利利益は相続人に継承されるため、相続人の個人情報であるとして非開示が取り消された事案であり、本事案で実施機関は添付画像を1項2号情報ではなく2項2号情報に該当すると主張しており、大阪高裁の事案と同一視できるものではない。

ウ 次に、請求人は道警の弁明書では捜査関係書類の性格を有するものは長期（永年）保存していると記載されているが、過去の道の審査会において、道警の死体発見検視・見分報告書の不存在を認めている答申があると主張するが、殺人事件の時効が撤廃されたことにより報告書は長期（永年）保存に変えている経過の中での不存在の答申であることが確認された。

エ また、請求人は開示された死体捜査等記録書の死亡日時に誤りがあるなど内容に不備があることを指摘し、開示文書の記載内容の真偽について疑念を述べているが、対象個人情報の内容の真偽については当審査会で判断すべき事項ではない。

オ 請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成30年9月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号586） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④補正要求書の写し、⑤補正要求書に対する回答の写し、⑥再補正要求書の写し、⑦再補正要求書に対する回答の写し、⑧個人情報開示決定期間延長通知書の写し、⑨個人情報一部開示決定通知書の写し、⑩審査請求の概要、⑪弁明書の写し、⑫反論書の写し、⑬対象公文書の写し）の提出
平成30年9月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成30年11月29日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成31年1月18日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審議
平成31年2月18日 （第一部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案骨子審議
平成31年3月25日 （第98回全体会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案審議
平成31年4月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申

別紙 1

○本件諮問事案に係る対象個人情報

開示をしない部分	開示をしない理由	適用条項
警察官の氏名及び印影	犯罪捜査や情報収集等の秘匿を要する警察活動に従事する警察官の氏名及び印影が記載されており、これらが明らかになると、当該犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められるため。	北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第16条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）
「1 認知の状況」、「9 引渡し」及び「別紙」の記載事項の一部	開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、これが明らかになると、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるため。	条例第16条第2項第1号で適用する同条第1項第2号（第三者の個人に関する情報）
<ul style="list-style-type: none"> ・「4 検査」の「検査項目」、「日時」、「場所」、「実施者」及び「結果」欄 ・「6 死因についての総合判断」及び「別紙」の記載事項の一部 ・「現場見取図第3図」の図面 ・添付画像 ・「死体所見」及び「人体図」の記載事項 	犯罪捜査に係る着眼点や事件性を判断するための具体的な捜査内容が記録されており、これが明らかになると、犯罪企図者等に有利な情報を与え、偽装工作や証拠隠滅を図るなどの対抗措置をとることが容易となり、犯罪捜査に支障が生ずるおそれがあると認められるため。	条例第16条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）